

防衛医科大学校病院規則第9号

防衛医科大学校病院臓器移植に関する委員会規則を次のように定める。

平成28年3月31日

防衛医科大学校病院長 長 谷 和 生

防衛医科大学校病院臓器移植に関する委員会規則

改正 平成29年3月30日規則第1号

令和3年3月29日規則第2号

令和5年6月29日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）第6条に基づく、防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における臓器移植の適正な実施を図るための、防衛医科大学校病院臓器移植に関する委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副院長（医療安全担当）をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 脳神経外科部長

(2) 精神科部長

(3) 麻酔科部長

(4) 救急部長

(5) 検査部長

(6) 看護部長

(7) 事務部長

(8) その他病院長の指名する者

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、前項第1号から第5号に掲げる委員のうちから病院長の指名した者がその職務を行う。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 臓器移植の手順に関すること。

- (2) 臓器移植の手続きに関すること。
- (3) 臓器の提供を前提とした脳死判定（臓器移植法及び臓器の移植に関する法律施行規則（平成9年10月8日厚生省令第78号）並びに臓器の移植に関する法律の運用に関するガイドライン（平成9年10月8日）に則ったもの。以下「法的脳死判定」という。）に関すること。
- (4) 臓器提供マニュアルに関すること
- (5) 臓器移植に関する教育・研修に関すること。
- (6) その他臓器移植に関すること。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その会議を主宰する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を審議することができない。

（臓器移植支援室）

第5条 委員長は、必要により委員会に、臓器移植に関する全般業務を統括し、移植に至る経過を適正かつ円滑に実施することを目的として臓器移植支援室を設置する。

- 2 臓器移植支援室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。
- 3 室長は委員長が兼任するほか、その他については次の各号による。
 - (1) 副室長は、事務部長をもって充てる。
 - (2) 室員については、委員長の指名する者をもって充てる。

（臓器移植）

第6条 臓器移植及び臓器移植支援室の業務については、別に定める臓器提供マニュアルに基づき行う。

（脳死判定小委員会）

第7条 委員会に、法的脳死判定に関する事項を審議するため、脳死判定小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

- 2 小委員会は委員長の指名する者をもって構成する。
- 3 小委員会は次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 法的脳死判定の実施に関すること
 - (2) 法的脳死判定マニュアルに関すること
 - (3) 法的脳死判定医の登録の手続きに関すること
 - (4) その他法的脳死判定に関すること

(脳死判定)

第8条 法的脳死判定の実施に関しては、臓器提供マニュアル第7章別冊法的脳死判定マニュアル（以下「法的脳死判定マニュアル」という。）に基づき行うものとする。

(脳死判定登録医)

第9条 法的脳死判定を行う際には、予め委員会の承認を受けた医師を法的脳死判定医として登録するものとする。

(判定に関する記録)

第10条 判定医は、法的脳死判定マニュアルに規定する記録を速やかに作成し、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の記録を病院長に報告しなければならない。

(防衛医科大学校病院臨床倫理委員会との関連)

第11条 委員会の審議事項に関し倫理上の問題を生じる恐れのある場合は、防衛医科大学校病院臨床倫理委員会に諮るものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 防衛医科大学校病院脳死判定に関する委員会規則（平成10年防衛医科大学校病院規則第10号）は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。